

【新設】（国内事業供用が見込まれる場合の国内資産の判定）

42 の 13-6 措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イの規定の適用上、法人の有する資産が対象年度終了の日において当該法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意する。

【解説】

- 1 本制度のうち特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の一つとして、国内設備投資額が当期償却費総額の 30%相当額を超えることとされているのであるが、この国内設備投資額については、「国内資産」であることがその要件とされており、法令上、「国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産…をいう。）」（措法 42 の 13⑥二イ）と規定されているところ、例えば、対象年度においていまだに事業の用に供されていないが、将来的に国内にある当該法人の事業の用に供することが見込まれているものについて、この国内資産に該当するのかといった点について疑義が生ずるところである。
- 2 この点、国内資産については、法令上、「……当該法人の事業の用に供する機械及び装置……」と規定されており、既に事業の用に供されていることまで要請されているものとは解されない。同様に、国内設備投資額の計算に当たっては、「当該対象年度終了の日において有する」国内資産の取得価額の合計額によることとしており、法人の有する資産が対象年度終了の日において当該法人の事業の用に供されていることまで要請されているものとは解されない。

このため、本通達では、法人の有する資産が対象年度終了の日において当該法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することを留意的に明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 8-6）を定めている。